

平成28年度ふぐ処理師試験問題（衛生関係法規）

※受験番号を記入してください。

※解答は解答欄に記入してください。

受験番号	
得点	

問1

次の(1)～(4)は、「食品衛生法」第6条の抜粋であり、販売、製造、加工、使用、調理、陳列等が禁止されている食品や添加物に関して述べたものです。( )の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

(1)腐敗し、若しくは変敗したもの又は(ア)であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

(2)有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは(イ)し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

(3)(ウ)により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

(4)(エ)、異物の混入又は(オ)その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

問1 解答欄

ア	③
イ	⑦
ウ	①
エ	⑤
オ	⑥

- ①病原微生物 ②細菌 ③未熟 ④有害 ⑤不潔 ⑥添加  
⑦付着 ⑧汚染

問2

次の記述は、「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」に関して述べたものです。( )の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

この条例は、ふぐの取扱い及び(ア)について必要な規制をすることにより、ふぐ毒による食中毒の発生の防止を図り、もって県民の(イ)の保護に資することを目的としている。

ふぐの加工等の制限に関する規定では、ふぐは、「ふぐ取扱い営業の(ウ)を受けた者」、「卸売市場の施設内において卸売業者、(エ)又は売買参加者に販売するとき」以外は、処理(有害部位の除去等をいう。)を行ったものでなければ、食用として(オ)、調理、販売することを禁止している。

問2 解答欄

ア	③
イ	①
ウ	④
エ	⑤
オ	②

- ①健康 ②加工 ③営業 ④認証 ⑤仲卸業者 ⑥調理 ⑦販売

※解答は解答欄に記入してください。

得点

問3

次の(1)～(5)は、「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則」第28条で規定された、ふぐの処理が適切に行われたことを確認するために記録すべき事項です。( )の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) (ア) としたふぐの種類
- (2) 処理したふぐ処理師又は (イ) の住所及び氏名
- (3) 処理をした (ウ)
- (4) (エ) を原料としたものにあつては、漁獲された海域
- (5) (オ) を行った加工製品にあつては、マウス毒性試験の方法による毒性検査の結果

問3 解答欄

ア	④
イ	①
ウ	⑤
エ	⑦
オ	⑧

①認証営業者 ②くさふぐ ③ふぐ処理師 ④原料 ⑤年月日  
⑥調理 ⑦なしふぐ ⑧塩蔵処理

問4

次の「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」に関する記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) ふぐ処理師は免許証を携帯し、ふぐ取扱いに従事しなければならない。
- (2) ふぐ処理師の免許を受けた者は、認証施設以外の場所でもふぐ取扱いを行うことができる。
- (3) ふぐ処理師は、免許証を損傷したときは、直ちに免許証の再交付を知事に申請しなければならない。
- (4) 知事は、認証営業者が認証施設に専任のふぐ処理師を置いていないときは、認証を取り消す。
- (5) 認証営業者の地位を承継したときは、知事に新たに認証申請を行い、再度認証を受けなければならない。

問4 解答欄

1	○
2	×
3	○
4	○
5	×